

令和4年産米の地域の合理的な単収の設定（案）

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」にもとづく、令和4年産米の地域の合理的な単収設定については、以下によりとりすすめる。

1. 地域の合理的な単収の算定の基本的な考え方

- (1) 東北農政局が公表している市町村別の水稻の10アール当たり収量（以下、「市町村別単収」という。）について、直近7か年（平成27年産から令和3年産を基本）中で最大の年産と最小の年産の値を除いた中庸5か年の平均値（以下、「7中5」という。）に「補正係数」を乗じたものを地域の合理的な単収とする。

地域の合理的な単収 = 市町村別の水稻10a当たり収量の7中5 × 補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{令和3年産の作柄表示地帯別の平年収量}}{\text{市町村別単収の7中5による作柄表示地帯別の平均収量(※)}}$$

※作柄表示地帯ごとに、当該地帯に属する市町村の市町村別単収の7中5に、東北農政局が公表する令和3年産の当該市町村の水稻作付面積を乗じて得た収量の合計値を、当該地帯の水稻作付面積の合計値で除して得られる値

- (2) 東日本大震災等の影響を考慮したデータの使用に関する特例

ア. 平成23年産から令和3年産の水稻作付面積が平成22年産より30%以上減少した市町村については、「市町村別単収の7中5」に用いる直近7か年を平成16年産から平成22年産とし、補正係数（上記（1））の算出には、東北農政局が公表した平成22年産の当該市町村の水稻作付面積を用いる。

2. 今後のすすめ方

- (1) 「1.」の考え方にもとづき、本年12月公表予定の市町村別水稻作付面積にもとづき地域の合理的な単収を設定し、東北農政局との協議後、各地域農業再生協議会に通知する。
- (2) 各地域農業再生協議会は、（1）によらない単収を設定する場合は、東北農政局と個別に協議し決定する。

以上

<参考資料>

○令和3年産米にかかる地域の合理的な単収設定一覧

○「別添1 加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（抜粋）」（農林水産省）

令和3年産米にかかる地域の合理的な単収設定一覧

市町村別単収一覧

(単位:kg/10a)

市町村名	単収
福島市	497
二本松市	503
伊達市	501
本宮市	551
桑折町	511
国見町	514
川俣町	457
大玉村	557
郡山市	546
須賀川市	539
田村市	495
鏡石町	537
天栄村	525
石川町	513
玉川村	509
平田村	515
浅川町	529
古殿町	498
三春町	522
小野町	506
白河市	541
西郷村	539
泉崎村	547
中島村	573
矢吹町	558
棚倉町	537
矢祭町	487
埴町	485
鮫川村	478

市町村名	単収
会津若松市	603
喜多方市	589
北塩原村	595
西会津町	528
磐梯町	596
猪苗代町	607
会津坂下町	610
湯川村	614
柳津町	565
三島町	512
金山町	533
昭和村	558
会津美里町	606
下郷町	527
只見町	544
南会津町	546
相馬市	526
南相馬市	518
広野町	525
檜葉町	497
富岡町	500
川内村	482
大熊町	504
双葉町	514
浪江町	508
葛尾村	465
新地町	528
飯舘村	489
いわき市	527

